

姫路市立香寺中学校いじめ防止基本方針

姫路市立香寺中学校

1 学校の方針

校訓「誠実 創造 忍耐」のもと、「あたたかい心情と誠実な人間性・高い知性と豊かな創造性・強い意志とたくましい体力」を育てることを目指す。また、「自立し自律する生徒の育成」と「地域と共に歩み信頼される学校」を学校教育目標に定め、魅力ある学校づくりを推進する。

日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

問題が発生した場合は観察・診断・協議・対応・ケアを関係教職員が行い、問題解決に向けて全職員が意思統一して行動する。

2 基本的な考え方

(1) いじめ問題克服への姿勢

いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではないが、すべての生徒に関係し、どの学校にも起こり得る問題である。学校や家庭、地域社会、関係機関が連携しながら継続的に未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。このことをすべての教員が認識し、好ましい人間関係を築き、いじめを生まない土壌づくりを推進する。

また、生徒は学習活動や部活動など様々な活動を通して、自ら考え、判断し、自主的に行動できる力を身に付けることで、いじめをはじめ様々な課題を解決できる能力を獲得する必要がある。

学校は、学校長のリーダーシップの下、学校・家庭・地域社会がそれぞれの立場を理解し、連携を取りながら子どもの健全な成長のために取り組むことが重要である。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にあるほかの児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。））

「心身の苦痛を感じている」当該生徒の立場に立ち、個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断を行うものとする。また、いじめを受けていても認めたくない心境から当該生徒が否認する場合も多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子、取り巻く生徒たちの様子も踏まえて確認、判断する必要がある。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案や、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような事案が含まれる。これらについては、教育的配慮をしつつ警察に相談・通報し対応する。

(3) いじめの基本的認識

以下は、いじめについての基本的な認識である。

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にでも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じることがある。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。

- ⑦いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

3 学校いじめ防止基本方針の策定と校内組織の設置

(1) 学校いじめ防止基本方針

いじめの未然防止、早期発見、いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止全体にかかる内容について実効性を持つよう、具体的な実施計画や実施体制を定める。

(2) いじめ対応チーム等の校内組織

法第22条に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的かつ迅速に行うために、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構築されるいじめの防止等のための組織を設置する。

①構成

校長、教頭、生徒指導担当、学年代表、部活動担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学年生徒指導係、不登校担当 その他

②具体的役割

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成
- ・校内研修の実施
- ・いじめ事案に対しての組織的な対応
- ・事案が起きた場合の情報収集・事実把握・判断
- ・被害生徒・加害生徒への指導体制・対応方針の決定
- ・学校いじめ防止基本方針の点検・見直し

③学校評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの状況を学校評価の評価項目に加え、結果を踏まえその改善に取り組む。その際、組織の活動内容や取り組み状況、組織内においての情報共有の正確性などをポイントとする。

4 未然防止

すべての生徒に関係し、どの学校にも起こり得る問題であるということをすべての教員が認識し、好ましい人間関係を築き、いじめを生まない土壌づくりを推進する。また、年間を通して行う開発的・予防的な指導内容を計画・実施する

(1) 教職員の気づき

日頃から生徒との物理的・心理的距離を適切にとることを心掛け、常に生徒の視野に入ることで生徒に安心感を与えつつ、生徒を観察し些細な変化に気づくことが大切である。また、声掛けを行うことで信頼関係を築き、生徒から相談しやすい関係を目指す。

(2) 風通しの良い職員間の協力体制

職員が一人で抱え込むことなくお互いに気軽に相談し合える関係であることが、職場の明るい雰囲気を生み出し、校内組織がスムーズにかつ迅速に動くポイントである。

(3) 自尊心・自己有用感の育成

すべての生徒が、「自分は認められている」といった自己有用感を高めることで、他者も認められるようになり、対人関係を友好的に築くことができる。そのためには、生徒に関わる家庭や地域の協力を得ながら、「話をよく聴くこと」「勇気づけること」「意思決定の機会を与えること」に重点をおいた指導を行う。また、成功体験を積み重ねられる機会を設け、生徒の自己肯定感を高め、健全な自尊心を形成するよう努める。

(4) 確かな学力の育成

生徒の能力や適性、興味・関心等を把握し、「わかる授業」の展開を推進する。そのために、教師が積極的に授業改善に取り組むとともにICT機器やデジタルコンテンツ等を有効活用することで生徒の個性に応じた学びや生徒同士での共同的な学びの充実に努める。

(5) 校内研修の充実

「いじめ対応マニュアル」を活用した校内研修やスクールカウンセラーによる研修等を実施し、いじめの事例研究等を通していじめの早期発見や対処について、教職員の共通理解と対応能力の向上を図るとともに、生徒の理解を深める。

5 早期発見

いじめの早期解決を図るには早期に発見することが必要不可欠である。また、いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくいという認識の下、生徒との信頼関係を築くことに努め、生徒から相談しやすい環境を作るとともに生徒の些細な変化にも気づき、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが重要である。

(1) 生徒の実態把握

各学期に1回のアンケートと教育相談を行う。また、生活ノート（生活の記録）、学級日誌等を通して生徒の普段の様子を把握するとともに、担任や学年内のみならず養護教諭やスクールカウンセラーなど職員間での情報交換を密に行い、共通理解を図ることに努める。アンケートは基本的には記名で行うが、生徒が記入しやすい形態の工夫を行い、詳細は面談で丁寧に聴き取る。

(2) 相談しやすい環境づくり

スクールカウンセラーと連携してカウンセリングルームを充実させるとともに、メンタルルームや保健室等を活用し、生徒が相談しやすい環境づくりに努める。また、教員はスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや養護教諭との情報交換および共通理解に積極的に努める。

- ①スクールカウンセラーの活用
- ②養護教諭との連携
- ③スクールソーシャルワーカー等の活用

6 早期対応

いじめの兆候を発見したときは、法に基づき早期に適切な対応をすることが大切である。いじめを受けている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、いじめ対応チームに報告し、組織的に対応することが重要である。

(1) 正確な事実把握

- ・当事者双方および周囲の生徒から個々に聴き取りを行い、詳細に記録する。
- ・関係教員と情報を共有し、事実を正確に把握する。

(2) 指導体制および方針の決定

- ・指導の狙いを明確にする。
- ・すべての教員の共通理解を図る。
- ・対応する教員を決め、その役割分担を行う。
- ・教育委員会、関係機関との連携を図る。

(3) 生徒への指導・支援

- ・いじめを受けた生徒や情報を提供した生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
- ・いじめを行った生徒に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う。また、「いじめは決して許されない行為である」ことを認識させ指導するとともに、人間的成長を促す働きかけを行う。
- ・いじめを行った生徒の背景にも目を向け、成長支援という観点からの指導を行う。
- ・はやし立てるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・いじめを見ていた生徒にも、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ・いじめを受けた生徒といじめを行った生徒との関係修復の場を設定する。
- ・当事者だけの問題ではなく、学校全体の問題として考え、傍観者から仲裁者への転換を促す。

(4) 保護者との連携

- ・いじめを受けた生徒の保護者
面談により、事実を正確に伝え、学校の指導方針を伝えるとともに問題解決への協力を依頼し、今後の対応を協議する。また、保護者の気持ちに共感的し受け止める。
- ・いじめを行った生徒の保護者
面談により、事実及び相手生徒や保護者の心情を伝え、家庭での指導を依頼するとともに今後の取り組みについて共有する。

(5) 事後の対応

- ・スクールカウンセラー等の専門家との相談を通して、いじめを受けた生徒の心のケアを図る。
- ・いじめを受けた生徒の継続的な見守りを行う。
- ・いじめを行った生徒の様子や状況に応じ、関係機関との連携を進める。

(6) いじめの解消

単に謝罪をもって安易に解消とせず、以下の2点を満たしていることを確認すること。

- ・心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものを含む）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上は継続していること。
- ・いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが、本人及びその保護者への面談により確認していること。

7 ネット上のいじめへの対応

教職員は、インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上や最新機能の情報収集に努める必要がある。

また、未然防止の観点から、家庭でのモラル教育やフィルタリングのみならず自分の身を守るためのルール作りを行うこと等、保護者の協力が必要不可欠である。学校通信や生徒指導通信、学年保護者会などを通して保護者への啓発を行い、理解・協力を促すことに努める。

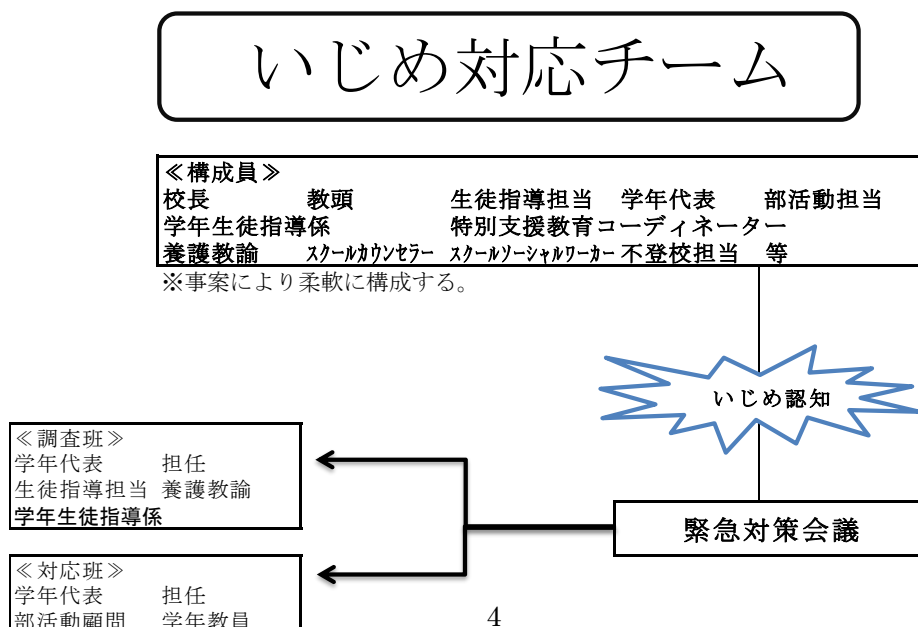
インターネットを通じて行われるいじめを発見した場合は、資料・証拠の確保、生徒からの聴き取り、書き込みや画像の削除等迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など事案によっては警察等の専門的な機関と連携して対応する。

8 組織的対応について

校長のリーダーシップの下、「いじめを許さない」という強い意志を持ち、学校全体で組織的に取り組むことが重要である。未然防止、早期発見、早期対応ができるように家庭、地域社会、関係機関と連携しながら組織的に取り組むことが大切である。

(1) いじめ対応チームの設置

いじめ問題への組織的な取り組みを推進するため「いじめ対応チーム」を設置する。いじめ防止等を実効性の高い取り組みを実施するため、学校の基本方針が実情に即し効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。



(2) 未然防止の年間指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通して、いじめ防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に行うため、包括的な取り組みの方針、いじめ防止のための取り組み、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質向上を図る研修など、年間の指導計画を別に定める。

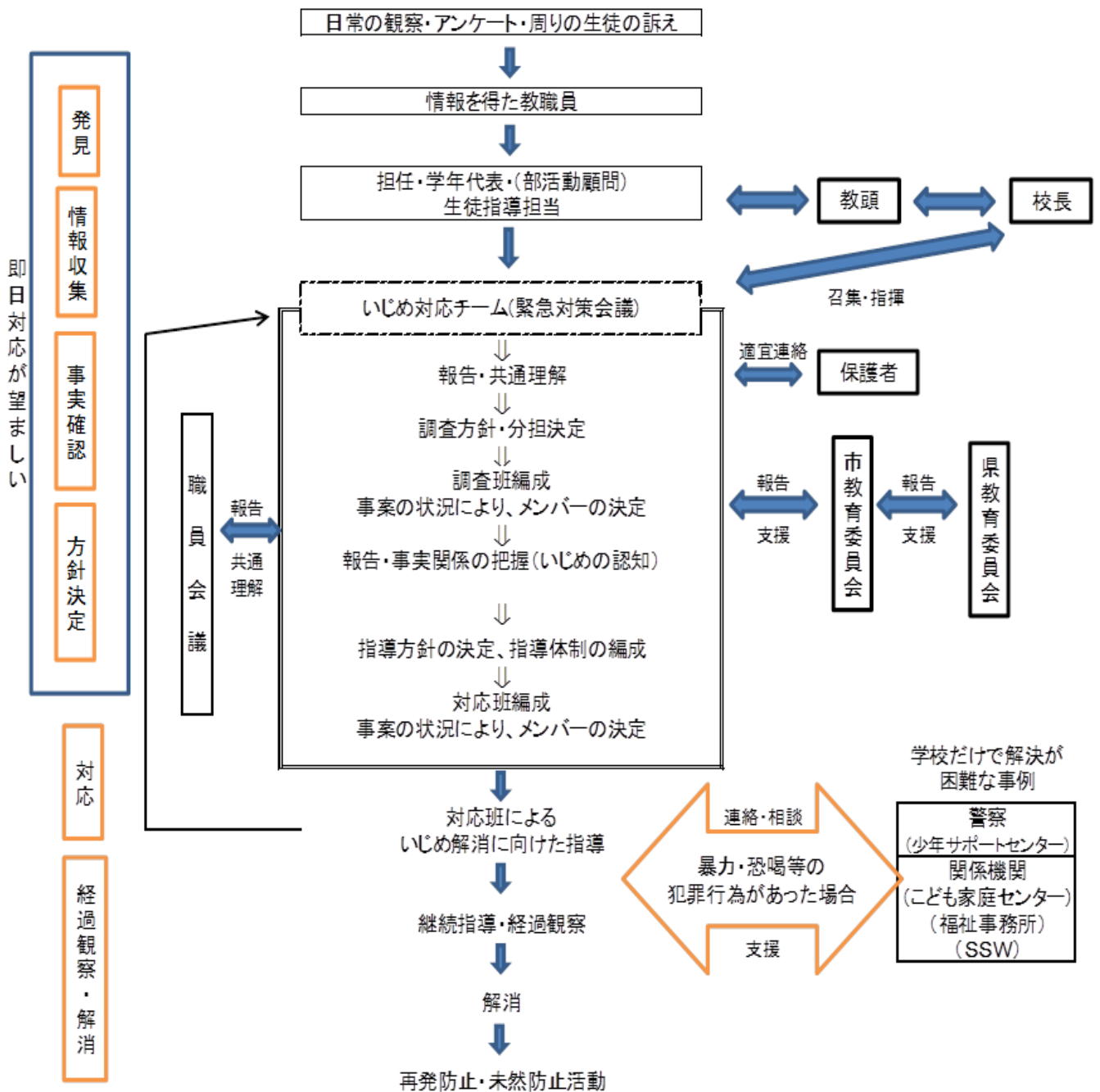
	職員研修・会議等	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
4月	職員会議 年間指導計画立案 生徒指導部会	新入生オリエンテーション 生徒指導担当講話 修学旅行	
5月	職員会議 生徒指導部会	情報ネットモラル教育講演会 生徒指導担当講話	教育相談
6月	職員会議 生徒指導部会	トライやるウィーク 小中一貫あいさつ運動 生徒指導担当講話	いじめアンケート① 教育相談 愛護育成会総会
7月	職員会議 生徒指導部会 保護者向け啓発	ライフスキル教育プログラム ・1年生「上手に話を聞こう」 ・2年生「引っ込み思案を克服する」 ・3年生「自分を向上させるための目標」 生徒指導担当講話	保護者会 学校評議員会
8月	カウンセリングマインド研修 人権の集い 小中一貫生徒指導部会		
9月	職員会議 生徒指導部会	体育大会 小中一貫あいさつ運動 生徒指導担当講話	
10月	人権教育研究会 職員会議 小中一貫生徒指導部会 生徒指導部会	人権講演会 生徒指導担当講話 ライフスキル教育プログラム ・1年生「お互いをもっとよく知ろう」 ・2年生「誤解を避ける」 ・3年生「自分の目標達成を妨げること」 文化発表会	教育相談
11月	職員会議 生徒指導部会	小中一貫あいさつ運動 生徒指導担当講話	いじめアンケート② 教育相談
12月	保護者向け啓発 職員会議 生徒指導部会	生徒指導担当講話	保護者会 学校評議員会
1月	職員会議 生徒指導部会	小中一貫あいさつ運動 生徒指導担当講話	
2月	職員会議 生徒指導部会	小中一貫あいさつ運動 生徒指導担当講話	いじめアンケート② 教育相談
3月	反省と課題 職員会議 保護者向け啓発 小中一貫生徒指導部会 生徒指導部会	ライフスキル教育プログラム ・1年生「自分の気持ちをうまく伝える」 ・2年生「自己主張的コミュニケーションの復習」 ・3年生「成功のイメージを持とう」 生徒指導担当講話	学年懇談会 学校評議員会

(3) いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

いじめの未然防止のために日頃から生徒とのコミュニケーションを図り、いつでも生徒からの訴えを受け入れられる関係を作っておくことが重要である。そのためには、日ごろの観察や生活ノート等から得られる生徒の様子を記録しておくことや得た情報を教職員で共有しておく必要がある。

また、いじめを発見した場合はいじめ対応チームに報告し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組むことが重要である。

いじめ解消については、「心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上は継続していること」と「いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが、本人及びその保護者への面談により確認されていること」に基づき、解消と判断した後も継続的な支援と再発防止に努める。



(4) 重大事態への対応

①重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」である。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校や教育委員会が判断し適切に調査する。

なお、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

②調査

ア 重大事態の報告

学校が重大事態であると判断した場合、教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。

イ 調査主体について

学校から重大事態発生の報告を受けた教育委員会は、その事案についてどのような調査を行うか、どのような調査組織とするかについて判断する。

ウ 調査を行うための組織

・学校が主体となる場合

各学校に設置しているいじめ対応チーム等の校内組織を母体とし、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、「学校いじめ防止基本方針」に従って調査を行う。教育委員会は「学校サポート・スクラムチーム」内の「いじめ問題等支援チーム」を派遣し、適切な指導、助言、支援を行う。

・教育委員会が主体となる場合

「姫路市いじめ問題調査委員会」が教育委員会の諮問に基づき調査を行う。調査を行う委員は、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を得て、当該調査の公平性・中立性を確保する。

エ 調査の実施

当該重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したかという事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、学校及び教育委員会は、事実にしかりと向き合う姿勢が重要である。

・いじめを受けた生徒からの聞き取りが可能な場合

丁寧な聴き取り調査及び質問紙調査を行う。この際、いじめを受けた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。

・いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡などにより聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議し、調査を実施することが必要である。

・生徒の自殺という事態が起こった場合

「子どもの自殺が起きた時の背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にしながら、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、背景調査を実施する。

オ いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報の提供

教育委員会または学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について姫路市個人情報保護条例を踏まえたうえで、適時・適切な方法で経過報告に努める。

カ 調査結果の報告

教育委員会または学校は、調査結果について市長に報告する。その際、いじめを受けた生徒またはその保護者が希望する場合は、当該生徒またはその保護者の所見を調査結果の報告に添える。

③再調査及び結果を踏まえた措置

ア 再調査

調査結果を受けた市長は、重大事態への対処または重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」）を行うことができる。

組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者でない者（第三者）について、外部の専門機関からの推薦等により参加を得て、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

再調査についても、教育委員会または学校等による調査同様、いじめを受けた生徒およびその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、姫路市個人情報保護条例を踏まえたうえで、適時・適切な方法で、調査の進捗状況および調査結果を説明する。

イ 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限および責任において、当該調査にかかる重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生予防のために必要な措置を講ずる。

また、再調査を行ったとき、市長は、その結果を市議会に報告しなければならない。

9 いじめの防止等の検証および見直し

- (1) この基本方針に基づくいじめの防止等の対策については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるようにする。
- (2) この基本方針については、学校評価アンケート等により、「いじめ対応チーム」において年度末に総合的な検証を行い、その結果に基づき必要な見直しをする。

いじめ早期発見のためのチェックリスト 1 (教職員用)

いじめられている生徒

<日常の行動・表情の様子>

- わざとらしくはしゃいでいる
- おどおどしたり、にやにや、にたにたしたりする
- 友達に悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- ときどき涙ぐんでいる
- 元気がなく、ぼんやりしていることが多い
- 腹痛や頭痛など体調不良を訴えて保健室へ行ききたがる
- 早退や一人で下校することが増える
- 遅刻・欠席が多くなる

<授業中・休み時間>

- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 今まで一緒だったグループからはずれ、一人でいることが多い
- 決められた座席と違う席に座っている
- 班編成の時に孤立しがちである
- 指名されると、周囲がざわつく
- 発言すると、冷やかされたり、ちゃかされたりする
- 発言を強要されたり、突然個人名が出されたりする
- 教職員がほめると、冷やかされたり、陰口を言われたりする
- 不まじめな態度、ふざけた質問をする
- 訳もなく階段や廊下を歩いていたり、用もないのに職員室に来たりする
- ひどいあだ名で呼ばれる
- おどおどした様子で、いつも強い者に付き添って行動する
- 「友達とふざけているだけ」「友達と遊んでいるだけ」と言うが、表情が暗い

<昼食時>

- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 給食を無断で食べられたり、捨てられたりする
- 笑顔がなく、黙って食べている
- 教室で一人離れて食べている
- 昼食時になると教室から出ていく

<清掃時>

- その生徒の机や椅子だけが運ばれず、放置されている
- いつも雑巾がけやゴミ捨て等他の生徒が嫌がることをしている
- 一人離れて掃除をしていたり、一人だけで掃除をしている

<その他>

- トイレや黒板等に個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたり、紛失したりする
- 服が汚れていたり、髪が乱れたりしている
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- 叩かれる、押される、蹴られる、突かれるなど、たびたびちよっかいを出され、顔や手足にすり傷やあざがある
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 他の生徒にいやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- 必要以上のお金を持ち、友達におごるなどする
- 理由もなく成績が突然下がる
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す

いじめている生徒

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに教職員の機嫌をとり、教職員によって態度を変える
- 教職員の指導に大声を出して反抗したり、指導を受けずに帰ってしまう
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 他の生徒に対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉を使う
- いつも仲間同士で集まり、ひそひそ話をしたり、行動したりしている
- グループに教職員が近づくと、急に仲のよいふりをしたり、黙ったり、不自然に分散したりする

いじめが起こりやすい・起こっている集団

<ホームルーム教室>

- 朝、いつも誰かの机が曲がっていたり、特定の生徒だけ机の間隔が他の生徒と開いている
- 天井や掲示物が破れていたたり、落書きがある
- 教室のゴミ箱にごみがあふれている
- 教員がいないと掃除がきちんとできない

<集団>

- 班編成をすると、特定の生徒が残る
- 班編成をすると、机と机の間に隙間が開く
- 特定のグループが、自分たちだけでまとまり、他のグループを寄せ付けない雰囲気がある
- 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある
- 絶えず周囲の者の顔色をうかがっている生徒がいる
- 些細なことで特定の生徒を冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように、特定の生徒に物を投げる等のいたづらをする

いじめ早期発見のためのチェックリスト 2 (保護者向け)

- 衣服の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている
- 裸になるのを嫌がる (殴られた傷跡やあざなどを見られるのを避けるため)
- 買い与えたものが紛失したり、壊されたり、落書きされたりしている
- 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする
- 食欲が無くなったり、体重が減少したりする
- 寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く
- 激しい口調の寝言や助けを求める寝言を言ったり、うなされることが多くなる
- 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟に反抗したり、ペットをいじめたり、物に八つ当たりする
- いらいらして反抗的になったり、急に口数が少なくなって元気がなくなる
- 表情が暗くなり、言葉数が減る
- 部屋に閉じこもりがちになり、ため息をついたり、考え事をしたりする
- 親から視線をそらしたり、家族から話しかけられることを嫌がったりする
- テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする
- 急に学習時間が減ったり、宿題や課題をしなくなったりする
- 急激に成績が下がる
- 登校時刻になると、頭痛・腹痛・吐き気などを身体の不調を訴え、登校を渋る
- 学校を早退したり、用事もないのに帰宅時間が早くなったり遅くなったりする
- 転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言い出す
- 親しい友人が来なくなり、見かけない者がよく訪ねて来る
- 不審な電話や嫌がらせの手紙・メールがきたり、友人からの電話で急な外出が増えたりする
- 自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに興味を持つ
- 投げやりで集中力が無くなったり、ささいなことでも決断できなくなる
- 刃物など、危険な物を隠し持つようになる